

17 安全衛生関係

(1) 安全衛生管理体制等（労働安全衛生法第10条～第19条の3等）

① 安全管理者、衛生管理者等及び安全委員会等 （労働安全衛生法第11, 12, 17～19条）

規模	業種	林業 建設業 運送業 清掃業	化学工業 鉄鋼業 自動車整備業 機械修理業 金属製品製造業 木材・木製品製造業	通信用業 卸売・小売業（※1） 旅館業・ゴルフ場業 その他の製造業 電気ガス・水道熱供給業 紙・パルプ製造業	その他の業種
1,000人～	安衛	事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 (安衛法10条) ↓ 指揮	安衛 事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 安全管理者 衛生管理者 産業医	衛 事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 衛生管理者 産業医	衛 事業者 ↓ 選任 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 衛生管理者 産業医
300人～999人					
100人～299人	安衛	事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	安衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	安衛 事業者 ↓ 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	衛 事業者 ↓ 選任 衛生管理者 産業医
50人～99人					
10人～49人	安衛	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 衛生推進者
1人～9人					

安衛 安全・衛生委員会の設置義務事業場

衛 衛生委員会の設置義務事業場

(※ 1) 各種商品卸売・小売業、家具・建具・什器 卸売・小売業、燃料小売業のみ

【安全管理者】

労働安全衛生法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての**厚生労働大臣が定めた研修を修了**したもので、

- **大学又は高等専門学校**で理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- **高等学校もしくは中等学校**で理科系統の同上又は**大学又は高等専門学校**で理科系統以外の同上、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。 等

【衛生管理者】

ア **製造業、鉱業、建設業、農林畜水産業、電気・ガス・水道・熱供給業、運送業、医療業及び清掃業**： 第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許を有する者等

イ ア以外の業種： 第一種衛生管理者免許、衛生工学衛生管理者免許又は第二種衛生管理者免許を有する者等

【安全委員会での調査審議事項】

- (ア) 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (イ) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全に係るものに関すること。
- (ウ) 安全に関する規程の作成に関すること。
- (エ) 危険・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち安全に係るものに関すること。
- (オ) 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (カ) 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- (キ) 労働基準監督官又は産業安全専門官から文書による勧告又は指導等を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

【衛生委員会での調査審議事項】

- (ア) 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (イ) 労働者健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (ウ) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- (エ) 衛生に関する規程の作成に関すること。
- (オ) 危険・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち衛生に係るものに関すること。
- (カ) 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (キ) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (ク) 法の規定により行われる有害性の調査及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (ケ) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (コ) 定期に行われる健康診断等法に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の実施及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (サ) 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (シ) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (ス) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (セ) 労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書による勧告又は指導等を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

(※) 安全委員会、衛生委員会それぞれの設置に代え「安全衛生委員会」を設置することができます。

(※) 上記委員会の設置義務が無い事業場は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。

【各委員会の注意事項】

1. 毎月一回以上開催すること。
2. 委員会の運営について必要な事項(委員会規程等)を定めること。
3. 委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、「常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること」等により労働者に周知させること。
4. 委員会の開催の都度、次の事項の記録を作成して、三年間保存すること。
 - i 委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容
 - ii iのほか、委員会における議事で重要なもの
5. 総括安全衛生管理者又は同人に準ずる者のうちから事業者が指名した者(委員長とする)、安全(衛生)管理者のうちから事業者が指名した者及び労働者で安全(衛生)に関する経験を有する者のうちから事業者が指名した者で構成し、委員長以外の者は、過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名した者を半数とすること。

② 安全衛生推進者等(労働安全衛生法第12条の2)

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生水準の向上を図るため、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、安全衛生の業務を担当させることになっています。

安全衛生推進者又は衛生推進者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から、**14日以内**に行なわなければならないが、また、選任した者の氏名は掲示する等により関係労働者に周知させることが義務付けられています。

職務内容と選任する者の資格については、次表のとおりです。

	職 務	資 格
安全衛生推進者	① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること ② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること ④ 安全衛生教育に関すること ⑤ 異常な事態における応急措置に関すること ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害・疾病、休業等の統計の作成に関すること ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること	① 大学又は高等専門学校を卒業した者でその後1年以上安全衛生の実務(衛生推進者にあつては、衛生の実務。以下同じ。)に従事した経験を有する者 ② 高等学校を卒業した者でその後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ③ 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ④ 厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 ⑤ 厚生労働省労働基準局長が①～④と同等の能力を有すると認める者
衛生推進者	上記のうち衛生に係る業務	

③ 産業医(労働安全衛生法第13条)

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせることが、事業者には義務付けられています。

職務	資格
一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 二 医師による面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 三 ストレスチェックの実施並びに高ストレス者に対する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 四 作業環境の維持管理に関すること。 五 作業の管理に関すること。 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 八 衛生教育に関すること。 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。	一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等(以下「労働者の健康管理等」という。)を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したもの 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの 等

注:法人の代表者等を産業医として選任することはできません。

法人の代表者等(医療法人の代表者、病院の院長等)が、自らの事業場の産業医を兼務している場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定され、職務が適切に遂行されないおそれがあるため禁止されています。

【産業医の独立性・中立性の強化】

産業医の辞任、解任時には、事業者は遅滞なく(概ね1月以内)、その理由を含めて衛生委員会等に報告しなければなりません(労働安全衛生法第13条第4項)。

その他、産業医が労使双方から信頼を得て、独立性・中立性をもってその職務を行うことができるよう、次の事項が定められています。

- ▶ 産業医は、必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければなりません。(労働安全衛生法第13条第3項)
- ▶ 産業医は、知識及び能力の維持向上に努めなければなりません。(労働安全衛生規則第14条第7項)

【産業医の権限】

ア 事業者は産業医に、

- ・健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ・作業環境の維持管理に関すること
- ・作業の管理に関すること
- ・労働者の健康管理に関すること
- ・健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ・衛生教育に関すること
- ・労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

に関して、次の①～③を行う権限を与えなければなりません。

(労働安全衛生規則第14条の4第1項、第2項)

権 限	① 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること ② 労働者から情報収集すること ③ 緊急時に、労働者に対して必要な措置を指示すること
--------	---

イ 産業医は、衛生委員会等に対して労働者の健康確保の観点から必要な調査審議を求めることができます。(労働安全衛生規則第23条第5項)

調査審議を発議する場合は、趣旨等を説明するため、衛生委員会等に出席する必要があります。

【産業医に対する情報提供】

事業者は、以下の情報を産業医へ提供しなければなりません。(労働安全衛生規則第14条の2)

提供すべき情報の内容	提供時期
健康診断、面接指導(長時間労働及びストレスチェック)を実施後、医師の意見に基づき講じた(又は講じる予定の)措置	医師、歯科医師から意見聴取を行った後遅滞なく(概ね1月以内)
長時間労働者(時間外・休日労働時間が月80時間超の者)の氏名、超過時間等	労働時間の算定を行った後速やかに(概ね2週間以内)
労働者の業務に関する情報(※)であって産業医等が健康管理等を行うために必要と認めるもの (※)①作業環境、②労働時間、③作業態様、④作業負荷の状況、 ⑤深夜業等の回数・時間数など(必要な情報の範囲については予め事業場・産業医間で相談しておくことが好ましい)	産業医から提供を求められた後、速やかに(概ね2週間以内)

【産業医の勧告の実効性の確保】

産業医には事業者に対して労働者の健康確保に関する勧告権限があり、事業者はその勧告を尊重する義務があります。(労働安全衛生法第13条第5項)

その実効性をより確保するため次の制度が設けられました。(労働安全衛生規則第14条の3)

- | |
|---|
| <p>① 産業医が勧告をしようとするときは、予め勧告内容について事業者の意見を求めなければなりません</p> <p>② 産業医からの勧告を受けた時には、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 勧告の内容・ 勧告踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合にはその旨及び理由) <p>について、以下の i 及び ii を行わなくてはなりません</p> <ul style="list-style-type: none">i 記録を3年間保存することii 勧告後遅滞なく衛生委員会等に報告すること |
|---|

【健康相談等の体制整備】(労働安全衛生法第13条の3)

労働者が産業医、産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、安心して健康相談を受けられる体制を整備するよう努めなければなりません。

【産業医の業務内容等の周知】(労働安全衛生法第101条第2項)

労働者の健康管理等を適切に実施するため、産業医の業務内容等を周知することが義務付けられています。

【周知事項】

- ① 産業医の業務の具体的な内容
- ② 産業医に対する健康相談の申出の方法
- ③ 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱い方法

【周知方法】

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること
- ② 書面を労働者に交付すること
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

④ 作業主任者(労働安全衛生法第14条)

危険又は有害な作業で、政令で定められているものについては、免許取得者又は技能講習修了者の中から、作業主任者を選任し、当該作業に従事する労働者の指揮、取り扱う機械及びその安全装置の点検など、決められた職務を的確に行わせるよう、事業者には義務付けています。

また、選任した作業主任者の氏名及び行わせる職務内容については、掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

選任すべき作業主任者（抜粋）の概要は、次表のとおりです。

名 称	選任必要作業の内容		資格を有する者
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業		ガス溶接作業主任者免許を受けた者
ボイラー取扱作業主任者	ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの作業	ボイラーの伝熱面積の合計が、500㎡以上の場合 （貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱い作業	特級ボイラー技士免許を受けた者
		ボイラーの伝熱面積の合計が、25㎡以上500㎡未満の場合 （貫流ボイラーのみを取り扱う場合は、伝熱面積の合計が、500㎡以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱い作業	特級ボイラー技士免許又は一級ボイラー技士免許を受けた者
		ボイラーの伝熱面積の合計が、25㎡未満の場合における当該ボイラーの取扱い作業	上記免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者
		労働安全衛生法施行令第20条第5号イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う作業	上記免許又はボイラー取扱技能講習を修了した者
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器（小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。）の取扱いの作業 ア 労働安全衛生法施行令第1条第5号イに掲げる容器で、内容積が5m ³ 以下のもの イ 同令第1条第5号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が1m ³ 以下のもの	化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者
		上記の作業以外の作業	上記又は特級・一級・二級ボイラー技士免許を受けた若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者
木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤およびルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場において行う当該機械による作業		木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者
プレス機械作業主任者	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業		プレス機械作業主任者技能講習を修了した者
乾燥設備作業主任者	乾燥設備による加熱乾燥の作業 ア 危険物等に係る設備で、内容積が1m ³ 以上のもの イ アの危険物等以外のものに係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10kg以上、液体燃料にあつては毎時10ℓ以上、気体燃料にあつては毎時1m ³ 以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10KW以上のものに限る。）		乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者
はい作業主任者	高さが2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行なわれるものを除く。）		はい作業主任者技能講習を修了した者
エックス線作業主任者	次の放射線業務ただし医療用又は波高値による定格電圧が1,000kv以上のエックス線装置使用は除く。 ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ② エックス線管、ケトロンからのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務		エックス線作業主任者免許
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業		ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許

名称	選任必要作業の内容	資格を有する者
有機溶剤作業主任者	屋内作業又はタンク等において有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む。)を製造し、又は取扱う業務	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
特定化学物質作業主任者	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)(「特別有機溶剤業務」を含む。)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者 ※「特別有機溶剤業務」にかかるものは、有機溶剤作業主任者技能講習
四アルキル鉛等作業主任者	令別表第3に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
鉛作業主任者	鉛業務(遠隔操作によって行なう隔離室におけるものを除く)に係る作業	鉛作業主任者技能講習を修了した者
石綿作業主任者	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等を試験研究のため製造する作業	石綿作業主任者又は旧特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所における作業のうち、下記以外の作業	下記又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習若しくは旧第一種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者
	酸素欠乏危険場所における作業のうち ・海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器等、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット、又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある前記熱交換器等の内部 ・し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部における作業	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習又は旧第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者

※作業主任者は、次の例により、職務と氏名を事業場の見やすいところに掲示等により周知しなければなりません。

有機溶剤 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は、全体換気装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。
4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者 氏 名	
--------------	--

プレス機械 作業主任者の職務

1. プレス機械及びその安全装置を点検すること。
2. プレス機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。
3. プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。
4. 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。

作業主任者 氏 名	
--------------	--

名 称	選任必要作業の内容	資格を有する者
型わく支保工の組立て等 作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	型わく支保工の組立て等 作業主任者技能講習を修了し た者
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削(ずい道及びたて 坑以外の坑の掘削を除く。)作業(岩石の採取のための掘削の 作業を除く。)	地山の掘削及び土止め支 保作業主任者技能講習を 修了した者
土止め支保作業主任 者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはず しの作業	
ずい道等の掘削等作業 主任者	ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(岩石の採取のための ものを除く。))の掘削の作業(掘削機械を用いて行う掘削の作 業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又 はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落 盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、 ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任 者技能講習を修了した者
ずい道等の覆工作業主 任者	ずい道等の覆工(ずい道型わく支保工(ずい道等における アーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型わく 並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の 部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若 しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの 打設をいう。)の作業	ずい道等の覆工作業主任者 技能講習を修了した者
建築物等の鉄骨の組立 て等作業主任者	建築物等の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成 されるもの(その高さが5m以上のものに限る。)の組立て、解 体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者技能講習を修了 した者
木造建築物の組立て等 作業主任者	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又は これに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業 主任者技能講習を修了した 者
コンクリート造の工作物の 解体等作業主任者	コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるもの)に限 る。)の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解 体等作業主任者技能講習を 修了した者
足場の組立て等作業主 任者	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが 5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者 技能講習を修了した者
採石のための作業主任者	掘削高さ2m以上の岩石の採取のための掘削の作業 (採石法2条の岩石の採取のための掘削)	採石のための掘削作業主任 者技能講習
コンクリート破砕器作業主 任者	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	コンクリート破砕器作業主任 者技能講習
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの (高さが5m以上又は橋梁支間30m以上)の架設、解体又は変 更	鋼橋架設等作業主任者技 能講習
コンクリート橋架設等作業 主任者	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの(高さ5m以上又 は橋梁支間30 m以上)の架設又は変更	コンクリート橋架設等作業主 任者技能講習
林業架線作業主任者	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変 更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 ① 原動機定格出力7.5kwを超えるもの ② 支間の斜距離の合計が350m以上のもの ③ 最大使用荷重が200kg以上のもの	林業架線作業主任者免許

※上記以外にも、「高圧室内作業」、「船内荷役作業」など、作業主任者選任が必要な作業があります。

⑤ 化学物質管理者(労働安全衛生規則12条の5)

リスクアセスメント対象物^(※)を製造、取扱い、又は譲渡提供をする事業場では、「化学物質管理者」を選任し、所定の職務を行わせるよう、事業者^(※)に義務付けています。

また、選任した化学物質管理者の氏名を、掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

(※)労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

	資格	職務
リスクアセスメント対象物の製造事業場	次に記載の講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 【講義】 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等<2時間30分> 化学物質の危険性及び有害性等の調査<3時間> 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等<2時間> 化学物質原因とする災害発生時の対応<30分> 関係法令<1時間> 【実習】 化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等<3時間>	<ul style="list-style-type: none"> ラベル・SDS等の確認 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理 リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育 ラベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
それ以外	上記の者のほか、職務(右記事項)を担当するために必要な能力を有すると認められる者 ※所定の講習を修了していることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

⑥ 保護具着用管理責任者(労働安全衛生規則12条の6)

労働安全衛生法第57条の3のリスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、所定の職務を行わせるよう、事業者^(※)に義務付けています。

また、選任した化学物質管理者の氏名を、掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

資格	職務
保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者(次の者が含まれる) ① 労働衛生コンサルタント試験に合格した者 ② 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者 ③ 特定化学物質、鉛業務、有機溶剤業務の作業に応じて必要な作業主任者 ④ 安全衛生推進者講習の修了者(衛生推進者講習は含まない) ⑤ 令和4年12月26日付け基安化発1226第1号に基づく保護具の管理に関する教育を受講した者 等	<ul style="list-style-type: none"> 保護具の適正な選択に関すること。 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 保護具の保守管理に関すること。

(2) 就業制限等（労働安全衛生法第61条等）

【就業制限（労働安全衛生法第61条）】

政令で定める一定の業務については、都道府県労働局長の免許を受けた者又は当該業務に係る技能講習を修了した者その他一定の資格を有する者でなければ、当該業務に就かせることはできません。

その概要（抜粋）は、次表のとおりです。

業務の内容		業務に就くことができる者の資格	備考
ボイラーの取扱い	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱い	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許 又はボイラー取扱技能講習修了	ボイラー取扱技能講習修了者は一定のボイラーについてのみ取り扱うことができます。小型ボイラーについては、「特別教育」((3)②参照、以下同じ)で可能です。
ボイラー、第一種圧力容器の溶接	ボイラー又は第一種圧力容器の溶接	特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許	普通ボイラー溶接士は一定の溶接についてのみ行うことができます。
ボイラー、第一種圧力容器の整備	ボイラー又は第一種圧力容器の整備	ボイラー整備士免許	
クレーンの運転	つり上げ荷重が5t以上のクレーン（下記及び跨線テルハを除く）の運転	クレーン・デリック運転士免許（床上運転式クレーンの運転に限定した者を除く）	つり上げ荷重が5t未満のもの の運転については、「特別教育」で可能です。
	床上で運転し、かつ当該運転する者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンでつり上げ荷重が5t以上のものの運転	クレーン・デリック運転士免許 又は床上操作式クレーン運転技能講習修了	
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士免許	道路の走行運転は道路交通法による免許が必要となります。（以下、「道路走行運転を除く」といいます。） つり上げ荷重が1t未満のもの の運転については、「特別教育」で可能です。
	つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士免許 又は小型移動式クレーン運転技能講習修了	
ガス溶接等の作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱	ガス溶接作業主任者免許又はガス溶接技能講習修了	
フォークリフトの運転	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転	フォークリフト運転技能講習修了	道路走行運転を除く。
ショベルローダー、フォークローダーの運転	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転	ショベルローダー等運転技能講習修了	最大荷重が1t未満のもの の運転については、「特別教育」で可能です。
車両系建設機械の運転	機体重量が3t以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了	道路走行運転を除く。 機体重量が3t未満のもの の運転については、「特別教育」で可能です。
	機体重量が3t以上の基礎工事用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了	
	機体重量が3t以上の解体用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了	

不整地運搬車の運転	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転	不整地運搬車運転技能講習修了	道路走行運転を除く。 最大積載量が1t未満のものの運転については、「特別教育」で可能です。
高所作業車の運転	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転	高所作業車運転技能講習修了	作業床の高さが2m以上10m未満のものの運転については、「特別教育」で可能です。
玉掛け作業	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの作業	玉掛け技能講習修了	制限荷重、つり上げ荷重が1t未満のものの玉掛けの作業は、「特別教育」で可能です。
発破作業	発破の業務	発破技士免許	

※「特別教育」により従事可能な作業は、次々ページへ

【石綿事前調査者(石綿障害予防規則第3条第4項)】

建築物、工作物、船舶(鋼製の船舶に限る)の解体・改修作業の際に事業者は、あらかじめ石綿等の事前調査を、厚生労働大臣が定める者に行わせなければなりません。

調査対象		厚生労働大臣が定める者
建築物	全ての建築物及び、建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備	特定建築物石綿含有建材調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	戸建ての専用住宅及び、共同住宅の住戸の内部	一戸建て等建築物石綿含有建材調査者
特定工作物	反応炉、加熱炉、ボイラー・圧力容器、配管(建築設備を除く)、焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)、発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備	工作物石綿事前調査者
	煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く)	工作物石綿事前調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※に係る事前調査	
船舶	鋼製の船舶	船舶石綿含有資材調査者

※ 塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等

【石綿含有分析者(石綿障害予防規則第3条第6項)】

建築物、工作物、船舶(鋼製の船舶に限る)の解体・改修作業の際に事業者は、石綿分析調査について厚生労働大臣が定める者に行わせなければなりません。

厚生労働大臣が定める者
厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析 技術者又は定性分析に係る合格者
一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」、同協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」、同協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

(3) 禁止物質等（労働安全衛生法第55条等）

① 製造等禁止の有害物（労働安全衛生法第 55 条）

労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるもの^(※1)は、製造・輸入・譲渡・提供・使用することが禁止されています（禁止除外の許可手続き等あり）。

(※1) 黄りんマッチ、ベンジジン及びその塩、四-アミノジフェニル及びその塩、石綿（届出等した石綿分析用試料等除く）、四-ニトロジフェニル及びその塩、ビス（クロロメチル）エーテル、ペーターナフチルアミン及びその塩、ベンゼンを含有するゴムのり

② 石綿を含有する製品に係る報告（石綿障害予防規則第 50 条）

製品を製造又は輸入した事業者^(※2)は、当該製品が石綿をその重量の 0.1%を超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に必要な事項を報告することが義務付けられています。

(※2) 当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限る。

③ 石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置

（石綿障害予防規則第 46 条の 2）

石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるもの^(※3)を輸入しようとする者^(※4)は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める資格者が作成した分析結果報告書等を取得し、当該製品中に石綿がその重量の 0.1%を超えて含有しないことを当該書面により確認することが義務付けられています（書面は3年間保存）。

(※3) 珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品

(※4) 当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。

④ 禁止前から使用する石綿含有製品の把握

（平成 29 年 12 月 7 日基安化発 1207 第 2 号等）

石綿の禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも石綿含有品が工業製品などに使用されていることがあります。部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。

石綿含有品を交換・廃棄などする際には、石綿障害予防規則に基づき労働者の石綿ばく露防止措置を講じることが義務付けられています。事業場内の石綿含有部品の把握を徹底してください。



(4) 安全衛生教育（労働安全衛生法第 59 条～第 60 条の 2）

① 雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育

（労働安全衛生規則第 35 条）

新たに労働者を雇い入れた時や作業内容変更時に、次の事項について安全衛生教育を行わなければなりません。

ア 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること

イ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること

ウ 作業手順に関すること

エ 作業開始時の点検に関すること

オ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること

カ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること

キ 事故時等における応急措置及び退避に関すること

ク その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

※ 作業内容変更時とは、異なる作業に転換した時や、作業設備、作業方法等について大幅な変更があった時など、労働者の安全衛生を確保する上で、実質的な教育が必要とされる場合をいうものです。

② 特別教育（労働安全衛生規則第 36 条）

下表に示す一定の危険又は有害な業務については、必要な知識及び技能を事前に習得させることを目的に、特別教育を行うよう、事業者に義務付けています。

特別教育には、教育内容及び教育時間は、業務の種類に応じ、それぞれ決められています。

（抜粋）

※「就業制限」の備考欄に掲げた業務を省略しています。

※（）内の「〇〇号」とは、労働安全衛生規則第 36 条の号別を指します。

関係業務	資格等を必要とする業務内容
チェーンソー伐木等	チェーンソーによる立木伐木、造材等の業務（8の2号）
研削といし	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務（1号）
プレス	プレス機械の金型、シャワーの刃部又は同安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務（2号）
アーク溶接	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務（3号）
電気取扱業務	高圧又は低圧の充電経路の敷設等の業務（4号）
テールゲートリフター	テールゲートリフターの操作の業務(貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)(5の4号)
酸欠危険場所	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務（26号）
エックス線等透過写真	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務（28号）
粉じん	特定粉じん作業に係る業務（29号）
産業用ロボット	産業用ロボットの可動範囲内で行う教示等の業務(31号)又は同可動範囲内で行う検査、修理若しくは調整若しくはこれらの結果の確認の業務（32号） ※上記の作業を行う労働者と共同して、可動範囲外において行う機器の操作業務を含む
タイヤ空気充填	自動車用タイヤの組立て業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充填する業務（33号）
巻上げ機	巻上げ機の運転の業務(ゴンドラに係るものを除く)（11号）
ゴンドラ	ゴンドラ操作の業務（20号）
建設リフト	建設用リフトの運転の業務（18号）
基礎工事	基礎工事用建設機械(自走できないもの)の運転の業務（9の2号）
	車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務(運転席における操作を除く)（9の3号）
締固め(ローラー)	締固め用建設機械(ローラー)で自走できるものの運転の業務（10号）
コンクリート打設工事	車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作の業務（10の2号）
ボーリング	ボーリングマシンの運転の業務（10の3号）
ジャッキつり上げ	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務（10の4号）
ずい道等の掘削	ずい道等の掘削作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（30号）
足場	足場の組立て、解体又は変更の作業(地上等での補助作業を除く)（39号）

関係業務	資格等を必要とする業務内容
石綿	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務 (37号)
林業機械	機械集材装置の運転(7号)
	簡易架線集材装置等の運転(7の2号)
ロープ高所作業	高さ2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、身体を保持しつつ行う作業(40号)
墜落制止用器具 (フルハーネス型)使用作業	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業(40号)を除く。)(41号)

※上記以外にも、特別教育の対象業務があります。

③ 職長教育(労働安全衛生法第60条)

以下に示す業種では、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、所定の安全衛生教育を実施するよう、事業者には義務付けています。

- 1 建設業
- 2 製造業(たばこ製造業、紡績業及び染色整理業以外の繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、セロファン製造業以外の紙加工品製造業は除く)
- 3 電気業、ガス業
- 4 自動車整備業、機械修理業

(5) 健康診断(労働安全衛生法第66条)

① 一般的な項目についての健康診断(労働安全衛生規則第43条～)

事業者は、職場における諸因子による健康影響の早期発見及び労働者あるいは事業場全体の相対的な健康状況の把握を目的に、次ページに示す診断項目の一般健康診断の実施が必要です。

その結果については、**健康診断個人票**を作成し、5年間保存しなければなりません。

また、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「**定期健康診断結果報告書**」を所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

ア 雇入れ時の健康診断

常時使用する労働者を雇入れた際の実施するものです。

イ 定期健康診断

1年以内ごとに1回実施しなければなりません。

ウ 海外派遣労働者の健康診断

6か月以上海外に派遣する労働者に対して、次ページに示す健康診断の項目の他に、派遣前及び帰国後にそれぞれ法で定められた項目の健康診断が必要です。

エ 給食従業員の検便

事業に附属する食堂、炊事場における給食の業務に従事する労働者が対象です。

雇入れの際及び配置換えの際に実施しなければなりません。

オ 特定業務従事者の健康診断

次に掲げる業務(一部抜粋)に従事する労働者に対して、**6か月以内ごとに1回**実施しなければなりません。

- ・土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく発散する場所における業務
- ・さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ・重量物の取扱い等重激な業務
- ・ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- ・深夜業を含む業務

- ・水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる**有害物を取り扱う業務**
- ・鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる**有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務**(エチレンオキシド、ホルムアルデヒドを含む)

<一般的な健康診断項目等>

健康診断項目	健康診断の種類						
	雇入れ時	定期		特定業務従事者	海外派遣労働者		
健康診断期日	雇入れの際	1年以内ごとに1回		業務配置換時と6か月以内ごとに1回	海外勤務前及び海外勤務終了後		
1 既往歴及び業務歴の調査(※)	◎	◎		◎		◎	
2 自覚症状及び他覚症状の有無	◎	◎		◎		◎	
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力	◎	◎	△	◎		◎	△
4 胸部エックス線検査及び喀痰検査	◎	◎	△	◎	△	◎	△
5 血圧測定	◎	◎		◎		◎	
6 貧血検査(血色素量、赤血球数)	◎	◎	△	◎	△	◎	
7 肝機能検査(GOT、GPT、γGTP)	◎	◎	△	◎	△	◎	
8 血中脂質検査(血清トリグリセライド [*] 、HDLコレステロール及びLDLコレステロール)	◎	◎	△	◎	△	◎	
9 血糖検査	◎	◎	△	◎	△	◎	
10 尿検査(糖及び蛋白)	◎	◎		◎		◎	
11 心電図検査	◎	◎	△	◎	△	◎	

◎は、必須項目

△は、厚生労働大臣の基準により医師が必要でないと認める時は省略可能

※ 問診においては、喫煙歴及び服薬歴を聴取する。

<健康診断の項目省略>

「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」により、それぞれ下表に掲げる者で医師が必要でないと認める時は省略することができます。

項目	省略することのできる者
身長の検査	二十歳以上の者
腹囲の検査	一 四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。) 二 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの 三 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)が二十未満である者 $BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{(\text{身長(m)})^2}$ 四 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMI が二十未満である者に限る。)

胸部エックス線検査	四十歳未満の者(二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。)で、次のいずれにも該当しないもの 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十二条第一項第一号に掲げる者 二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者
喀痰検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 心電図検査	四十歳未満の者(三十五歳の者を除く。)

② 特殊健康診断

(じん肺法、労働安全衛生規則第 66 条第 2 項及び第 3 項ほか)

一定の有害業務については、その有害因子による健康への影響を把握するため、特別項目の健康診断の実施が必要です。(一部抜粋)

(有機溶剤、特定化学物質(特別管理物質等を除く。)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、健康診断の実施頻度を1年以内ごとに1回に緩和することができます。)

ア じん肺健康診断

常時粉じん作業に従事する労働者に対して実施するものです。健康診断個人票については、エックス線フィルムとともに7年間保存する必要があります。また、毎年12月末現在のじん肺健康管理の実施状況について、翌年の2月末日までに所轄労働基準監督署長を經由して長野労働局長に報告する必要があります。(※その年に健康診断の実施が必要なくとも、健康管理の実施状況について報告が必要です)

粉じん作業従事との関連	管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

イ 鉛健康診断

鉛業務に常時従事する労働者を雇入れる際、又は当該業務へ配置換の際及びその後6か月以内(はんだ付け等の一定の業務については1年以内)ごとに実施するものです。実施結果は所轄労働基準監督署へ報告し、個人票は5年間保存する必要があります。

ウ 特定化学物質健康診断

特定化学物質を製造又は取り扱う業務に常時従事する労働者を雇入れる際、又は当該業務への配置換の際及びその後6か月以内ごとに実施するものです。実施結果は所轄労働基準監督署へ報告し、個人票は5年間(物質によっては30年間)保存する必要があります。

エ 石綿健康診断

石綿等(石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの)を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に常時従事する労働者に対し、雇入れる際、又は当該業務への配置換の際及びその後6か月以内ごとに実施するものです。実施結果は所轄労働基準監督署へ報告し、個人票は40年間保存する必要があります。

オ 電離放射線健康診断

放射線業務に従事する労働者で管理区域に立ち入る者に対して、雇入れの際又は当該業務への配置換の際及びその後6か月以内ごとに実施するものです。実施結果は所轄労働基準監督署へ報告し、個人票を作成して30年間(原則)保存する必要があります。

カ 有機溶剤健康診断

有機溶剤の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者を雇入れる際、又は当該業務への配置換の際及びその後6か月以内ごとに実施するものです。実施結果は所轄労働基準監督署へ報告し、個人票は5年間保存する必要があります。

キ 有害な業務に係る歯科健康診断

歯等に有害な業務^(※1)に従事する (※1)塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他 歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務労働者に対して、雇入れの際又は当該業務への配置換の際及びその後6か月以内ごとに実施するものです。実施結果は所轄労働基準監督署へ報告し、個人票を作成して5年間保存する必要があります。

ク リスクアセスメント対象物の健康診断

リスクアセスメント対象物^(※2)の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときに実施するものです。実施結果は、個人票を作成して5年間(がん原性物質は30年間)保存する必要があります。

(※2) 労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(参考1) 各種健康診断結果報告の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>

(参考2) 屋内作業場で、有機溶剤取扱い業務に労働者を従事させるときは、次の例により、労働者に有機溶剤の区分表示、有機溶剤の人体に及ぼす影響等を掲示しなければなりません。

なお、区分表示の色分けは、「第1種は赤、第2種は黄色、第3種は青」としなければなりません。

(参考3) 職場における化学物質対策について(厚生労働省HP)

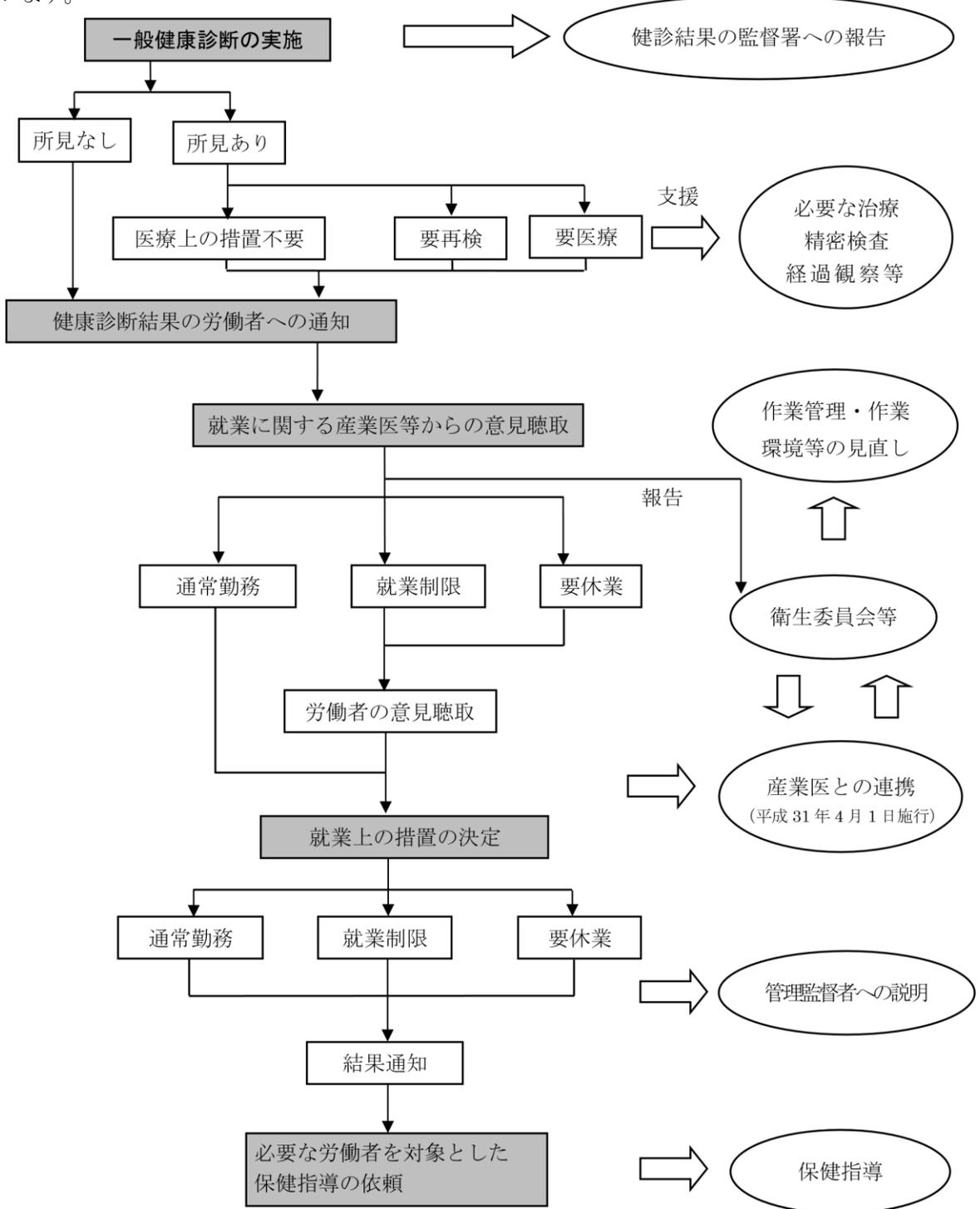
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html



③ 健康診断実施後の措置及び保健指導等

(労働安全衛生規則第 51 条の 2 ほか)

健康診断実施後は、下記の流れのとおり医師からの意見聴取、保健指導等の措置が義務付けられています。



(参考) 健康診断・健康保持増進(長野労働局HP)

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kakusyu_kenkoushingan.html



(6) 長時間労働者への医師の面接指導制度

(労働安全衛生法第 66 条の 8)

長時間労働による健康障害のリスクが高い状況にある労働者の健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるため、医師の面接指導を行うことが全ての事業者の義務となっています。

また、過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにするため、平成31年4月1日以降、**面接指導の実施義務のある労働者の範囲が拡大(時間外・休日労働時間が月 100 時間超→80 時間超)**されたほか、時間外労働の上限規制の適用が除外される新技術・新商品の研究開発業務に従事する労働者や、新たに導入される高度プロフェSSIONAL制度の適用を受ける労働者を対象とする面接指導制度が新設されました。

【長時間労働者に対する面接指導の流れ】

① 全ての労働者(※高度プロフェSSIONAL制度の対象労働者を除く)の労働時間の状況を把握(労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3)

- ▶ 医師による面接指導の前提となる労働時間の状況の把握方法は次によることとされています。
(労働安全衛生規則第52条の7の3)
 - ・タイムカードの記録、パソコンの使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法によること
 - ・把握した労働時間の状況については記録し、3年間保存すること
- ※詳細は「6 労働時間」の「(12)労働時間の状況の客観的把握義務」を参照のこと。

② 「時間外・休日労働時間」の算定

- ▶ 面接指導を的確に実施するため、「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間」(「時間外・休日労働時間」という。)を**毎月1回以上、一定の期日を定めて算定**する必要があります。(労働安全衛生規則第52条の2第1項)

〔時間外・休日労働時間の算定方法〕

$$\frac{\text{計算期間の総労働時間数}}{\text{(労働時間数+延長時間数+休日労働時間数)}}$$

$$\frac{\text{計算期間中の週40時間の総枠}}{\text{(計算期間中の総暦日数÷7)×40(時間)}}$$

- (例) 8月1日から8月31日までの1か月間において、変形労働時間制利用で、所定労働時間数 200 時間、延長時間数 42 時間、休日労働時間 16 時間 の場合、
- ・1か月の総労働時間は $200 + 42 + 16 = 258$ 時間
 - ・計算期間中の週 40 時間の総枠は $(31 \div 7 \times 40) = 177.14$
- ∴ 時間外・休日労働時間は $258 - 177.14 = 80.86$ 時間

!! 労働基準法上の「時間外労働」と「休日労働」の合計と「時間外・休日労働時間」は多くの場合一致しないことに注意

☞ 以下、時間外・休日労働時間が 80 時間超の場合③～⑬、80 時間以下の場合は⑭へ

③ 時間外・休日労働時間が月 80 時間を超える労働者に対する労働時間に関する情報の通知(労働安全衛生規則第 52 条の 2 第 3 項)

- ▶ ②の算定後、速やかに(概ね2週間以内)に通知する必要があります。
- ▶ 通知の方法は80時間を超えた時間を書面や電子メール等によることが適当です。
- ▶ 面接指導の実施方法・実施時期等の案内を併せて行うことが望ましいです。

④ 産業医に対する時間外・休日労働時間が月 80 時間を超える労働者の情報を提供〔②の算定後概ね 2 週間以内〕(労働安全衛生法第 13 条第 4 項)

- ※ 労働者数 50 名未満の事業場は努力義務(労働安全衛生法第 13 条の 2 第 2 項)
- ▶ ②の算定後、速やかに(概ね2週間以内)に通知する必要があります。

⑤ 産業医は時間外・休日労働時間が 80 時間を超える労働者に対して面接指導の申出を行うよう勸奨（労働安全衛生規則第 52 条の3第4項）

⑥ 労働者からの申出（労働安全衛生規則第 52 条の3第4項）

▶ 申出は時間外・休日労働時間の算定期日から遅滞なく（概ね1月以内）行います。（同条第2項）

⑦ 医師による面接指導の実施（労働安全衛生法第 66 条の8）

- ▶ 時間外・休日労働が月 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者からの申出があった場合は、医師による面接指導を行わなければなりません。
- ▶ ⑥の申出後、遅滞なく（概ね1月以内）に実施する必要があります。
- ▶ 医師は、労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況その他心身の状況（メンタルヘルス面も含みます。）について確認し、労働者本人に必要な指導を行います。

⑧ 面接指導の結果の記録の作成（労働安全衛生法第 66 条の8第3項）

- ▶ 記録は5年間保存（労働安全衛生規則第52条の6第1項）
- ▶ 労働者の疲労の蓄積その他の心身の状況、聴取した医師の意見等を記載（同条第2項）

⑨ 面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴取（労働安全衛生法第 66 条の8第4項）

▶ 面接指導実施後遅滞なく（概ね1月以内）聴取する必要があります。

⑩ 事後措置の実施（労働安全衛生法第 66 条の8第5項）

- ▶ 事業者は、医師の意見を勘案して、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、以下のような措置を講じるほか、医師の意見の衛生委員会等への報告その他の**適切な措置**を講じなければなりません。
〔事後措置の例〕
 - ・ 作業場所の変更 ・ 労働時間の短縮 ・ 作業の転換 ・ 深夜業の回数の減少

**⑪ 事後措置の内容について産業医に情報を提供（労働安全衛生法第 13 条第4項）
※労働者数 50 人未満の事業場は努力義務（労働安全衛生法第 13 条の2第2項）**

▶ ⑨の意見聴取後、遅滞なく（概ね1月以内）に提供する必要があります。

⑫ 産業医から事業者に対する勧告（労働安全衛生法第 13 条第5項）

- ▶ 産業医は、労働者の健康確保のため必要があると認める場合は、事業者に対し労働者の健康確保について勧告を行うことができ、事業者はその勧告を尊重しなければなりません。
- ▶ 産業医の勧告が、その趣旨を含めて事業主に十分理解され、適切に共有されることで有効に機能されるようにするため、産業医が勧告をしようとするときは、予め、勧告内容について事業者の意見を求めなければなりません。（労働安全衛生規則第14条の3第1項）
- ▶ 事業主が勧告を受けたときは、次の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。
 - ・ 勧告の内容
 - ・ 勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨とその理由）
（労働安全衛生規則第14条の3第2項）

⑬ 産業医からの勧告内容を衛生委員会等に報告（労働安全衛生法第 13 条第6項）

- ▶ 産業医の労働者の健康確保に関する勧告権限の実効性をより確保するため、勧告内容を衛生委員会等に報告しなければならないこととなりました。
- ▶ 勧告を受けた後、遅滞なく（概ね1月以内）、以下の内容を衛生委員会（又は安全衛生委員会）へ報告しなければなりません。
 - ・ 勧告の内容
 - ・ 勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨とその理由）
（労働安全衛生規則第14条の3第3項、第4項）

**⑭ 事業者は、「必要な措置の実施に関する基準」を定め、当該基準に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努める
(労働安全衛生法第 66 条の 9、労働安全衛生規則第 52 条の 8)**

時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなればなるほど業務と脳・心臓疾患との関連性が強まるとの医学的な知見が得られていることから、事業者は、時間外・休日労働時間が月45時間を超える例がある場合は、健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるような基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。

〔事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の例〕

- ・ 週40時間を超える労働が **1 月当たり 100 時間**を超えた労働者及び **2～6 か月間の平均で 1 月当たり 80 時間**を超えた全ての労働者
- ・ 週40時間を超える労働が **1 月当たり 80 時間**を超えた全ての労働者
- ・ 週40時間を超える労働が **1 月当たり 45 時間**を超えた労働者で、産業医が必要であると認めた場合
- ・ 週40時間を超える労働が **1 月当たり 45 時間**を超えた労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医に提出し、事業者が産業医から助言指導を受ける

〔面接指導に準ずる措置の例〕

- ・ 労働者に対し保健師等による保健指導を行う
- ・ 労働者の疲労蓄積度チェックリストで疲労蓄積度を把握し、必要な労働者に面接指導を行う
- ・ 事業者が産業医等から事業場の健康管理について助言指導を受ける

(7) 新技術等の研究開発業務従事者への面接指導

(労働安全衛生法第 66 条の 8 の 2)

新技術・新商品・新役務の研究開発業務従事者については、業務の特殊性を踏まえて時間外労働の上限規制の適用が除外されていますが、健康確保のため一定の時間以上の時間外・休日労働時間を行った者については、本人の申出を要件とせず、医師による面接指導の実施が、罰則付きで義務付けられています。

〔面接指導の対象労働者〕

時間外・休日労働時間が **月 100 時間**を超える者(本人の申出は不要)

(労働安全衛生規則第 52 条の 7 の 2)

※ 時間外・休日労働時間が 80 時間超、100 時間以下の労働者については、本人の申出がある場合、上記(5)により面接指導を実施する必要があります。

〔面接指導の内容等〕

一般労働者に対する面接指導に関する規定(上記(5))を準用

※ 事後措置の例示内容が以下の通り一部(下線部)変更されています。

- ・ 就業場所の変更 ・ 労働時間の短縮 ・ 職務内容の変更 ・ 深夜業の回数の減少
- ・ 有給休暇(労基法第 39 条の年休以外のもの)の付与

〔面接指導の実施時期〕

時間外・休日労働時間の算定後、遅滞なく(概ね 1 月以内)に実施

〔罰則等〕

50 万円以下の罰金 (労働安全衛生法第 120 条第 1 項)

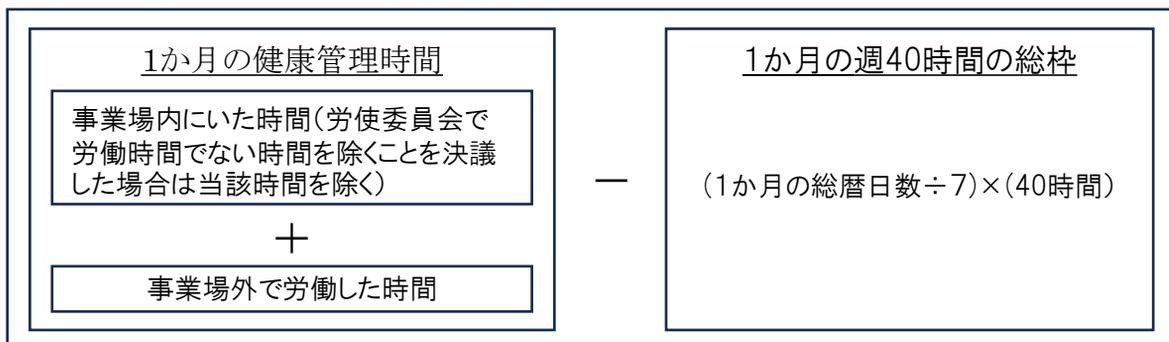
(8) 高度プロフェッショナル制度対象労働者への面接指導

(労働安全衛生法第 66 条の 8 の 4)

高度プロフェッショナル制度の対象労働者に対しては、健康管理時間が一定時間を超える場合には、医師による面接指導を実施しなければならないこととされています。

「健康管理時間」について、1週間あたり週40時間を超える時間が **月100 時間を超える(※)者(本人の申出は不要)**

※ 以下の計算式の結果が 100 時間を超える場合



〔面接指導の内容等〕

一般労働者に対する面接指導に関する規定(上記(5))を準用。

※ ただし、事後措置の例示内容が以下の通り変更されています。

- ・ 職務内容の変更 ・ 有給休暇(労基法第 39 条の年休以外のもの)の付与
- ・ 健康管理時間が短縮されるための配慮等

〔罰則等〕

50 万円以下の罰金(労働安全衛生法第 120 条第 1 項)

(9) 健康情報の取扱ルールの明確化・適正化 (労働安全衛生法第 104 条、じん肺法 35 条の3)

事業者は、労働安全衛生法やじん肺法に基づく規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集・保管・使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、当該収集の目的の範囲内でこれを保管・使用することが義務付けられています(ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合除く)。

また、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じることが義務付けられています。

さらに、これら措置の適切かつ有効な実施を図るため、以下の指針が定められています。

<p>労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針 (平成 30 年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号 一部改正令和4年 3 月 31 日)</p>	
指針の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の取扱いの原則を明らかにする ○策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定める
趣旨等	<p>次の目的のためには、事業者が、心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程(取扱規程)を策定し、当該取扱いを明確化することが必要:</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働者が、不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにすること ○事業者が、必要な情報を取得して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにすること

※指針の構成:心身の状態の情報の取扱いの原則(①取り扱う目的、②取扱規程を定める目的、③取扱規程に定めるべき事項、④取扱規程の策定の方法、⑤体制の整備、⑥取扱規程の運用、⑦不利益取扱いの防止、⑧情報の取扱いの原則(情報の性質による分類)、⑨小規模事業場における取扱い)、情報の適正管理(①適正管理のための規程、②情報の開示、③小規模事業場における留意事項)

(参考)

「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」
(厚生労働省パンフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497426.pdf>



(10) ストレスチェック制度（労働安全衛生法第 66 条の 10）

労働者数 50 人以上の事業場においては、年 1 回のストレスチェックの実施が義務づけられています。

※労働者数 50 人以上の事業場においては、年 1 回ストレスチェックを実施すること（同 50 人未満の事業場は当分の間努力義務）とされていましたが、事業場の規模要件が廃止され、全事業場が対象となります（なお、施行期日は、改正法の公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。）。

ア ストレスチェック制度の目的

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
 - ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること
- などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。

【制度実施の流れ】



イ 実施のポイント

- ✓ ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の 3 領域を含む必要があります。
※どのような調査票を用いるかは事業者自らが選択可能ですが、国では標準的な調査票として「職業性ストレス簡易調査票（全 57 項目）」を推奨しています。
- ✓ 検査の結果、一定の要件（高ストレスと判定された者など）に該当する労働者から申し出があったときは**医師による面接指導**を実施する必要があります。
- ✓ 面接指導の結果については、①当該労働者の勤務の状況、②当該労働者の心理的な負担の状況、③当該労働者の心身の状況、④実施年月日、⑤当該労働者の氏名、⑥面接指導を行った医師の氏名、⑦当該労働者の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見の**記録を作成**し、これを**5年間保存**しなければなりません。
- ✓ 事業者は、面接指導の結果に基づき、**医師の意見**を聴き、必要に応じ当該労働者の実情を考慮して、**就業上の措置**（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を講じる必要があります。
- ✓ 面接指導の申出を理由として、労働者に**不利益な取扱いを行うことは禁止**されています。また、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位の変更等も行ってはいけません。
- ✓ **ストレスチェックの結果**は、医師、保健師等の実施者が**直接労働者本人に通知**しなければならず、本人の同意がなく、事業者に提供することは禁止されています。
- ✓ 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、「**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**」（様式第 6 号の 2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(11) 労働者死傷病報告（労働安全衛生法第 100 条（同則第 97 条））

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、所轄労働者死傷病報告を労働基準監督署長に報告しなければなりません。

- (1) 労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3) 労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

※ 派遣労働者が被災した場合には、派遣先及び派遣元の事業者双方に報告義務があります。
(それぞれの所在地を所轄する労働基準監督署あて)

労働者死傷病報告は、2種類あります

- ① 死亡又は休業見込4日以上 … 遅滞なく報告
- ② 休業1～3日 … 1月から3月までの事案 → 4月末日までに報告
4月から6月までの事案 → 7月末日までに報告
7月から9月までの事案 → 10月末日までに報告
10月から12月までの事案 → 1月末日までに報告

労働者死傷病報告は**電子申請**により行います。
電子申請による報告方法については以下を参考にしてください。

- ◎ 帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292159.pdf>



- ◎ 帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について
(YouTube動画)
<https://www.youtube.com/watch?v=mw5UJ5541EA>



- ◎ リーフレット「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和7年1月1日施行）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292236.pdf>



- ◎ 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>



- ◎ 「事業の種類」「被災者の職種」「傷病名・傷病部位」「国籍・地域コード」「在留資格コード」の記入に当たって詳細はこちら
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001375378.pdf>

